

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (第4条5項) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エクアドル	公共放送局番組ソフト整備計画 のための贈与に関する日本国政 府とエクアドル共和国政府との 間の交換公文	公共放送局番組ソフト整備計画を実施するために必要 な生産物及び役務の購入	36,500千円 H27.7.31まで (注2)	H25.4.10 キトで (同日) (注3)	日本側 小瀬敏在エクアド ル大使 エクアドル側 リカルド・ バテイニニヨ・アロカ外 務・貿易・統合大臣	H25.4.23 159号 (注4)

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。